

答申個第77号

平成29年6月28日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年12月19日付け西区窓第83号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市の職員が虚偽と理解できる文書の不存在による非開示決定処分事案

(諮問個第127号)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年8月26日に、諮問庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下のとおり個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

一連の裁判は大部分役所のねつ造の事実を前提とした裁判でした。私の記録とま逆でした。つまり●●弁護士や幹部クラスの職員が裁判官に自白した通り、「どちらかが嘘と読める」とのことです。つきましては、

1. 現職(京都市の職員(担当者))が虚偽と理解できる文書があれば欲しい(できるはずです、前半と後半が違うことが書いてあります。二枚舌?です)
2. どうせ能力がないなら無理でしょう。ならば、京都市が不正事件の被告になった裁判資料を一切合切情報開示して下さい。

今回はH28ワ〇〇分が対象です。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成28年9月12日付けで、その旨及びその理由を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、平成28年11月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、以下を理由として、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が開示を求めている公文書は、個人情報開示請求書に「今回はH28ワ〇〇

分が対象です。」とあることから、審査請求人が提起した平成28年（ワ）第〇〇号慰謝料請求事件（以下「本件訴訟」という。）において当庁が裁判所に提出した書証（以下「本件書証」という。）であると認められる。本件書証は、審査請求人の除籍や再製原戸籍の写し、戸籍の記載に関する通達、審査請求人が送付した「市長への手紙」などがその内容で、10件ある。

審査請求人は「現職（京都市の職員）が虚偽と理解できる文書」と主観的評価（修飾語）を付して請求している。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 審査請求人は、請求の対象となる文書に審査請求人の主観的評価（修飾語）を加えて開示を求めることがたびたびあり、これは審査請求人の主張を当庁に認めさせることを目的とするもので、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離している。

本件書証は、本件訴訟において不法行為（審査請求人に対する暴言・名誉棄損等）がないことを立証するために当庁が裁判所に提出したものであり、いずれもその内容に虚偽はなく、個人情報開示請求書に記載されている「現職（京都市の職員）が虚偽と理解できる文書」には該当しないため、当庁は、本件処分を行ったものである。

イ なお、審査請求書において、審査請求人が開示すべきと主張する平成25年9月文書及び平成25年11月18日文書については、本件書証のうち、乙8号証と乙9号証として、当庁が裁判所に提出している書証である。乙8号証は、審査請求人からの問い合わせに対する当庁の考え方を回答したものであり、乙9号証は審査請求人の戸籍に係る折衝経過及び対応等について、当庁の西京区役所が行財政局コンプライアンス推進室に報告した文書であり、いずれもその内容に虚偽はない。

ウ また、本件書証について、当庁は、既に審査請求人に対して「平成28年（ワ）第〇〇号慰謝料請求事件関連文書の写し（西京区役所市民窓口課保管分）」として、平成28年9月12日付け京都市指令西区窓第16号において開示決定を行っている。

(3) 以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) H28ワ〇〇号はムダな裁判をさせて申し訳けなかったと最近謝罪があったのです。つまり、現職が虚偽と理解できたのです。別紙2枚の客体は開示すべきです。それはH25/9文書とH25.11.18文書です。

(2) 捏造箇所があるのに情報開示しないことが不正行為だと思います。乙の号証二件です。

①H25/9付，当区市窓課発コンプラ宛経過説明文書

②H25/11/18付，京都市と西京区連合の見解文書

6 審査会の判断

当審査会は，諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求める文書は，以下の要件をいずれも満たした文書であると認められる。

ア 審査請求人が提起した平成28年（ワ）第〇〇号慰謝料請求事件において，諮問庁が裁判所に提出した資料

イ 現職（京都市の職員）が，虚偽であると理解できる内容が記載されている文書

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は，開示請求書において，「H28ワ〇〇分」と，審査請求人が原告となり京都市に対して提起した裁判を指定し，「現職（京都市の職員）が虚偽と理解できる文書があれば欲しい。どうせ能力がないなら無理でしょう。ならば，京都市が不正事件の被告になった裁判資料を一切適切情報開示して下さい。」と請求した。

イ 諮問庁は，審査請求人が求めている文書は，請求書に「今回はH28ワ〇〇分が対象です。」とあることから，本件訴訟における本件書証のことであり，審査請求人は当該文書に主観的評価（修飾語）を加えて請求しているとしたうえで，「本件書証は，本件訴訟において不法行為（審査請求人に対する暴言・名誉棄損等）がないことを立証するために当庁が裁判所に提出したものであり，いずれもその内容に虚偽はなく，個人情報開示請求書に記載されている「現職（京都市の職員）が虚偽と理解できる文書」には該当しないため，当庁は，本件処分を行ったものである。」と主張する。

ウ 諮問庁の主張に対し，審査請求人は，本件書証のうち2つの文書を指定し，ねつ造箇所があると主張する。

エ しかしながら，そもそも当審査会は，諮問庁による審査請求に係る諮問に対して，調査し，及び審議する機関であり，情報の開示，非開示の相当性や文書の存否の妥当性を審議することで，個人情報保護条例等の公正かつ客観的な運営を確保するものであって，開示を求められている裁判資料に虚偽やねつ造の箇所があるか否かを審査する機関ではない。

したがって，当審査会は，客観的事実等に基づき，開示等の決定処分が妥当かどうかを

判断する場であるところ、本件においては原処分判断を覆すに足る客観的な事実は確認できなかった。

オ なお、当審査会は、本件訴訟に係る判決書（平成28年（ワ）第〇〇号）を諮問庁に提出させ確認したところ、審査請求人が審査請求書において「捏造箇所があるのに情報開示しないことが不正行為だと思います。乙の号証二件です。①H25/9付、当区市窓課発コンプラ宛経過説明文書 ②H25/11/18付、京都市と西京区連合の見解文書」と主張している二つの文書について、当該判決書において言及されていた。

それによると、平成25年9月付けの文書に関しては、「原告に対する誹謗中傷等の表現やねつ造した事実は含まれていない」と明示されており、また平成25年11月18日付け文書に関しては、「殊更虚偽の事実が記載されているとも認められない」と明示されており、このことから諮問庁の主張に不合理な点は認められない。

カ したがって、本件請求に係る文書を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然な点はないものと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年12月19日 諮問（諮問個第127号）

平成29年 1月31日 諮問庁からの弁明書の提出

6月 1日 審議（平成29年度第2回会議）

6月28日 審議（平成29年度第3回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査、審議及び審理手続を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）